

下関市にぎわいのまちづくり促進事業補助金交付要綱

令和元年5月27日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市における過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされた下関市豊田町及び豊北町の区域をいう。以下同じ。）において、にぎわいを創出し、活性化を図るため、空き家（空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空き家（同項の敷地を除く。）で、過疎地域に存するものをいう。以下同じ。）を活用して新たに事業を開始する者に対し、その事業に要する費用の一部を交付する下関市にぎわいのまちづくり促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象事業を行う者とする。

2 補助対象者は、空き家において次条に規定する補助対象事業を行うために当該空き家を賃借し、若しくは使用貸借し（必要により、修繕し、改装し、若しくは改築することを含む。）、又は購入し、若しくは譲り受けることについて、書面により当該空き家の所有者の同意を得なければならない。

3 補助金の交付は、1補助対象者に対して空き家1件につき1回限りとする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の空き家への入居（前条第2項の同意に基づき第9条の規定による補助金の交付決定後において締結する空き家の賃借、使用貸借、売買又は譲渡に係る契約によるものをいう。）により当該空き家において行う別表に掲げる事業とする。ただし、空き家に係

る他の補助金等の交付を受ける事業については、補助金の交付対象としない。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 空き家(補助対象事業の用に供する部分に限る。)の賃借料(共益費、敷金、不動産仲介料、手数料、礼金等を除く。)並びに修繕、改装及び改築(以下「修繕等」という。)に要する経費
- (2) 補助対象事業に要する設備、機器、器具等(以下「設備等」という。)の購入、賃借、リース又はレンタル(以下「購入等」という。)に要する経費
- (3) 補助対象事業に要する旅費、宣伝広告費及び通信運搬費

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象とする期間は、空き家の入居に係る契約(第3条の契約をいう。)を締結した日から6月を経過する日(当該日が月の末日でない場合は、当該経過する日の属する月の末日)又は第9条の規定による補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の末日までのいずれか早い日までの期間とする。

(補助金の上限額)

第6条 補助金の上限額は、別表の左欄に掲げる事業に係る補助対象経費の総額に同表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「補助率算定額」という。)と1補助対象事業につき100万円とを比較していずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助対象事業を実施する前に、にぎわいのまちづくり促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条第2項の規定による同意書の写し

- (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 補助対象経費算出内訳
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 交付申請書の提出は、1 補助対象者が空き家 1 件につき 1 回限りとする。

(懇談会)

第 8 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請の内容（必要に応じて行う現地確認を含む。）及び補助対象事業について意見の聴取を行うため、下関市にぎわいのまちづくり促進事業懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

- 2 懇談会の委員、運営の基準その他必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第 9 条 市長は、懇談会への聴取による意見を参考とし、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第 10 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、その決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により補助金の交付を決定したときは、にぎわいのまちづくり促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号。以下「決定通知書」という。）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、懇談会による意見を参考とし、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨をにぎわいのまちづくり促進事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者(以下「事業実施者」という。)は、当該通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめにぎわいのまちづくり促進事業中止・廃止届出書(様式第4号)を市長に提出して、当該補助対象事業による補助金の交付の申請を取り下げなければならない。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第13条 事業実施者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係るにぎわいのまちづくり促進事業補助対象事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 事業実施者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した報告書を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の報告書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 市長は、前項の規定による変更をしたときは、当該事業実施者ににぎわいのまちづくり促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により通知するものとし、取消しをしたときは、第11条第2項の規定を準用するものとする。

(実績報告)

第14条 事業実施者は、補助対象事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は第9条の規定による補助金の交付決定のあ

った日の属する会計年度の末日までのいずれか早い日までに、にぎわいのまちづくり促進事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 空き家の入居に係る契約書の写し
- (2) 補助対象事業の成果を記載した書類
- (3) 補助金に係る収支決算書
- (4) 補助対象経費算出内訳
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第15条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、にぎわいのまちづくり促進事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、事業実施者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを事業実施者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、にぎわいのまちづくり促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、事業実施者に当

該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第19条 事業実施者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。）を整備し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第20条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 空き家の転貸その他不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、事業実施者に対し、期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第21条 事業実施者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業実施者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は第19条に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(報告、検査及び指示)

第 2 2 条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、第 1 9 条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第 2 3 条 事業実施者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第 2 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 5 月 2 7 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により交付を受けた補助金については、第 1 9 条から第 2 2 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	補助率
ア．地域の農林水産資源等を活用した事業又は地域課題の解決を目的とする事業	1 / 2 以内
イ．上記に該当しない事業	1 / 3 以内